

●● 阪神・淡路大震災の経験をつないでいくために ●●

宝塚「生」の祈り2018 追悼ライトアップ

FM宝塚
83.5MHz

大野良平さんが出演してお話します。
1月15日(月)10時半～11時

ID 1023012

武庫川中州に再現した8代目の「生」の石積みオブジェ等について、阪神・淡路大震災をはじめ未曾有の災害で亡くなられた方々を追悼するためのライトアップを実施します。震災を知らない若い世代へ向けて防災や命の大切さを伝えます。



日時 1月16日(火)17時～20時

※17時46分(阪神・淡路大震災のあった時刻の12時間前)に黙とう後、元宝塚歌劇団の真丘奈央さんによる独唱などを行います(「生」金属製モニュメント前)。

場所 「生」の石積みオブジェのライトアップ=武庫川河川内(宝塚観光ダム直下中州) ※宝塚大橋からご覧ください。
「生」金属製モニュメントのライトアップ=宝塚大橋南詰西側

記憶の中の「生」再現プロジェクトの大野さん(☎080・1437・3811)

宝塚市犠牲者追悼 献花・記帳

ID 1022975

日程 1月17日(水)

①追悼行事「1.17祈りのともしび」▷末広中央公園エントランス噴水付近=5時半～6時
23年前の震災発生時刻5時46分に黙とうを捧げ、キャンドルの点灯や記帳などの追悼行事を行います。また、市職員の震災体験を上映、写真をパネル展示し、震災の記憶を語り継ぎます。



②献花・記帳▷ゆずり葉緑地「鎮魂之碑」前=9時～15時

※献花用の花は市が用意します。

※駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください(阪急バス「宝塚西高校前」下車すぐ)。

③記帳▷市役所1階 銀行 ATM 前=9時～15時

①総合防災課(☎77・2078 FAX77・2102) ②③秘書課(☎77・2060 FAX77・2080)

宝塚市総合防災訓練

ID 1018071

日時 1月17日(水)9時半～正午

場所 末広中央公園・末広体育館
※当日の7時～13時の間、末広中央公園と同公園駐車場の利用はできません。また、当日の訓練飛び入り参加の受け付けはありません。



市、自衛隊、国土交通省近畿地方整備局、阪神北県民局、宝塚警察署、宝塚郵便局、電気・電話・ガスの事業者、災害協定団体などが参加して、避難所開設・運営訓練、初期消火訓練やライフラインの復旧訓練、ヘリコプターによる救出救助訓練や、エフエム宝塚による緊急放送訓練などを実施します。

また、荒天時の開催の有無は、6時50分からエフエム宝塚(83.5メガヘルツ)で放送し、安心メールでも配信します。

総合防災課(☎77・2078 FAX77・2102)

ピピアめふ 1.17メモリアルデー

ID 1022701

震災を経験していない人たちが増える中、震災の教訓を次の世代に伝え、安全で災害に強いまちを目指すきっかけとなることを願い、ピピアめふ5階を会場にさまざまな行事を行います。

◆震災当時の市内の写真を展示

1月17日(水)～31日(水)9時～閉館まで
(17日のみ11時から、最終日は16時まで)

※以下はいずれも1月17日限定で開催

◆試食用非常食の配布(11時から、先着200人)

◆バザー(11時～13時)

◆シネ・ピピアの入場料が千円均一

ピピアめふ管理事務所(☎85・2274 FAX83・6249)

1.17と3.11をつなぐ「宝塚防災ラジオウォーク」

ID 1013791

阪神・淡路大震災で被災した宝塚市は、東日本大震災の被災地を応援し続けています。2つの震災をつなぎ、未来の防災に生かすため、防災ラジオ番組を聴きながら避難所や震災の被災箇所をスタンプラリー形式でウォークして、防災を楽しく学びます。ゴール会場では、自衛隊による炊き出しや足湯、企業・団体による防災啓発ブースを設けています。

※参加賞のお渡しや抽選会など、ウォーク参加者だけのプログラムがあります。

日時 3月11日(日)10時～15時半 **定員** 先着800人

コース コープめふ2階(スタート)～売布神社～黙想の家～中山荘園古墳～ぶらざこむ1～中山寺～宝塚あいわ苑～あいあいパーク～木接太夫彰徳碑～山本園芸流通センター(ゴール)

申し込み 1月15日(月)～2月16日(金)にエフエム宝塚へファクスまたはホームページから申し込み。

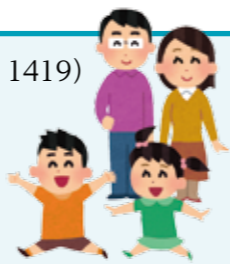
エフエム宝塚(☎76・5432 FAX76・5565)



平成28(2016)年度決算のお知らせ

たからづかしの家計簿を見よう

財政課 (☎77・2022 FAX72・1419) ID1012636



平成28(2016)年度決算に伴う財政状況を、家計に例えた「たからづかしの家計簿」としてまとめました。宝塚市の一般会計決算額767.5億円(歳入)を、月収42万円(預金の切り崩し、ローンの借金などを含む)の夫婦と幼い子どもがいる年収456万円の家庭に置き換えてみます。

収入		支出	
給与	38万円	食費(人件費)	8万円
うち基本給(市税・地方譲与税など)	22万円	医療費・育児費(扶助費)	11万円
うち諸手当(地方交付税・国県支出金など)	16万円	ローンの返済(公債費)	4万円
預金の取り崩しなど(繰入金など)	1万円	光熱水費・通信費(物件費)	6万円
ローン借入れ(市債)	3万円	家の修理・家電購入(投資的経費など)	3万円
		家族への仕送り(特別会計への繰出金など)	8万円
合計	42万円	合計	40万円

ローン残高(市債残高)	463万円
預金残高(基金残高)	64万円

預金残高と比較して、ローン残高が多いです。



家計簿を分析!

医療費・育児費(扶助費)が多いですね。過去の家計簿も調べると年々増加していて、家電購入(投資的経費)などを我慢してなんとか医療費・育児費を捻出しています。それに家族への仕送り(特別会計への繰出金など)も多いです。昨年度と比べてローン残高は24万円減少しましたが、預金残高も7万円減少しました。

- 扶助費** 生活保護、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費のこと。
- 投資的経費** 道路、橋、公園、学校の建設など、社会資本の整備に必要な経費のこと。
- 特別会計** 国民健康保険事業、介護保険事業のように保険料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れを分かりやすくするために、一般会計とは別の会計を設けることになっており、これを「特別会計」という。

実際の一般会計はどうなってるの?

- ◆収入** 収入は767.5億円で、市税が355.7億円と半分近くを占めています。全国市町村の平均的な税収入の比率は32.3%(平成27年度)であることから、本市は安定した収入基盤があるといえます。昨年度に比べ法人市民税は減少したものの、個人市民税、固定資産税などが増加したため、市税収入は5.2億円の増収となりました。
- ◆支出** 歳出は760.5億円で、昨年度と比べ26億円増加しています。歳出増加の主な要因は、扶助費が10.5億円増えたことなどです。
- ◆収支差引** 収支(収入-支出)は7億円の黒字でした。翌年度以降の支払いに充てるためのお金が4.8億円あるため、それを差し引くと実質的には2.2億円の黒字となりました。
- ◆預金(基金)** 市債の返済に充てるための市債管理基金を4.4億円、施設の改修や整備のための公共施設等整備保全基金を4.1億円取り崩したことなどにより、預金残高が98.2億円となりました。市民1人当たりの預金は4.2万円で、昨年度より3千円減りました。
- ◆借金(市債)** 市債の残高は710.1億円で、昨年より15.5億円減少しました。減少の主な要因は、新たな借入を抑制したためです。しかし、阪神・淡路大震災からの復興のために借入れた借金(残高117億円)が財政に大きな負担となっています。市民1人当たりの借金は30.3万円で、昨年度より7千円減りました。

※特別会計や企業会計の決算状況、その他の財政指標などについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。

身近な事業への支出をご紹介します

新庁舎・ひろば整備事業(用地取得費)
13億8,950万円



完成イメージ図

小規模保育事業所誘致整備事業
7,032万円



住民票の写し等コンビニ交付事業
4,137万円



1月15日(月)~4月30日(休)



市職員が出演してご説明します。
FM宝塚 83.5MHz
1月11日(休)10時半~11時
(再)1月20日(土)20時~20時半
ID1022792

中央図書館・西図書館は9時半から開館します(試行)

利用者の皆さんへのサービス向上を図るため、試行的にこれまでの10時からの開館を9時半からとし、利用時間を拡大します。本格運用に向けた検討をさせていただきますので、どうぞご利用ください。

実施期間 1月15日(月)~4月30日(休)
(毎週水曜、館内整理日などの休館日を除く)

【9時半から利用できる施設】

中央図書館▷1階 一般開架室、児童開架室、調査相談室、2階 閲覧室

西図書館▷2階 一般開架コーナー、児童コーナー、視聴覚コーナー、調査相談コーナー



中央図書館(☎84・6121 FAX81・0598) 西図書館(☎77・1222 FAX77・2199)

西公民館・西図書館 臨時休館のお知らせ ID1022754

2月21日(水)~3月2日(金)、消防設備などの老朽化にともなう更新工事を実施しますので、臨時休館します。ただし、西公民館では、2月23日(金)・26日(月)~28日(水)および3月2日(金)は利用申請の受け付けを行います。

西公民館(☎77・1200 FAX77・1446) 西図書館(☎77・1222 FAX77・2199)

市職員募集

未来の「宝」を創造できる熱意とアイデアを持った人材を求めています。

ID1001373

	募集職種	募集人数	受験資格
事務	事務職(大学卒)	5人程度	昭和58(1983)年4月2日から昭和63(1988)年4月1日の間に生まれ、4年制大学を卒業または卒業見込みの人
	土木技術職	3人程度	昭和58(1983)年4月2日以降に生まれ、4年制大学、短期大学、高等専門学校で土木に関する専門課程を修めて卒業または卒業見込みの人
技術	建築技術職	3人程度	昭和58(1983)年4月2日以降に生まれ、4年制大学、短期大学、高等専門学校で建築に関する専門課程を修めて卒業または卒業見込みの人
	電気技術職	若干名	昭和58(1983)年4月2日以降に生まれ、4年制大学、短期大学、高等専門学校で電気に関する専門課程を修めて卒業または卒業見込みの人
嘱託	市営火葬場作業員(常勤嘱託)	2人	昭和53(1978)年4月2日以降に生まれ、土・日曜、祝日の勤務が可能で、市営火葬場(川面字長尾山)へ通勤できる人。
	放課後児童支援員(非常勤嘱託職員)	3人程度	昭和33(1958)年4月2日以降に生まれ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの教員免許または保育士資格を持つ人
	言語聴覚士(非常勤嘱託職員)	1人	昭和33(1958)年4月2日以降に生まれ、言語聴覚士の免許を有する人

※いずれも詳細は募集要項に掲載しています。

試験日 1月21日(日)

採用予定日 4月1日

申し込み 1月4日(木)~12日(金)(嘱託職員は1月17日(水)) 必着

※各技術職について、平成29年7月23日に実施した本市採用試験の受験者は、申し込むことができません。

募集要項は1月4日(木)から人材育成課、市民相談課、各サービスセンター・ステーション、各市立公民館、各人権文化センター、中央図書館、男女共同参画センターで配布します。

人材育成課(☎77・2149 FAX72・6032)

確定申告のお知らせ

ID1000483

確定申告期間中、税務署および確定申告会場は大変混雑します！申告書の作成はホームページのご利用を！
申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。作成した申告書等は、印刷して添付書類とともに郵送等で提出してください。

西宮税務署で申告書の作成・相談を希望する場合

開設期間 2月16日(金)～3月15日(木) (閉庁日を除く)
※2月15日以前は開設していません。

受付時間 9時～16時



二次元バーコードでアクセス！



西宮税務署以外の確定申告会場

開設期間(土・日曜、祝日を除く)	開設時間	会場	対象者など
2月8日(木)～28日(水)	9時半～16時	アピアホール (アピア1の5階)	年金所得者、給与所得者、事業所得者等(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税の申告を除く)
2月8日(木)～3月15日(木)	9時～16時	西宮商工会館 (西宮税務署向かい)	年金所得者、給与所得者の医療費控除等の還付申告者のみ(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税、住宅借入金等特別控除の申告を除く)

※申告会場の当日の混雑状況によっては、大幅に早く相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

※「土地・建物・株式等の譲渡」「贈与税」「相続税」に関する相談・申告は西宮税務署で受け付けます。

※来場の際は公共交通機関をご利用ください。2月1日(木)～3月16日(金)は西宮税務署の駐車場は利用できません。また、アピアホールへの問い合わせはご遠慮ください。

西宮税務署 (☎0798・34・3930)

スマートフォン・タブレット端末による確定申告書作成教室

スマートフォン・タブレット端末による所得税の確定申告書(一般・年金)作成の体験会を開催します。簡単・便利な電子申告を行うことで、混雑する申告会場に足を運ぶ必要がありません。ぜひご参加ください。

日時 ①1月23日(火)▷10時～11時45分▷13時半～15時15分、②1月25日(木)13時半～15時15分

場所 ①男女共同参画センター ②西宮商工会館(西宮税務署向かい)

定員 先着各15人 ※当日、スマートフォン・タブレット端末、筆記用具をお持ちください。

申し込み 電話またはファクスで西宮納税協会へ。

西宮納税協会 (☎0798・33・5216 FAX0798・23・5545)

e-Tax (国税電子申告・納税システム) での確定申告について

ID1000172

住民基本台帳カードに搭載する電子証明書の新規発行・更新は既に終了しています。これから電子証明書の発行が必要な人は、新たにマイナンバー(個人番号)カードを取得してください。マイナンバーカードは申請から交付までに1～2か月程度かかりますので、早めの申請をお願いします。

窓口サービス課 (☎77・2184 FAX76・2006)

平成30年度償却資産の申告は1月31日までに

ID1008947

会社や個人で商店などを経営している人や、不動産賃貸業(賃貸住宅やテナントビル・貸駐車場など)を営んでいる人が、その事業のために使用する償却資産を所有している場合は、固定資産税(償却資産)が課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有する償却資産について、資産の所在する市役所への申告が義務付けられています。なお、賃借人(テナント)が取り付け付けた附帯設備については、賃借人から申告してください。1月31日(水)が申告期限ですので、早めの申告をお願いします。

申告書が届いていない場合や新たに必要場合は、資産税課まで連絡してください(市ホームページからダウンロード可)。また、電子申告eLTAX「エルタックス」による申告も受け付けています。

(償却資産の種類と資産例)

- ・構築物-店舗内装設備、アスファルト舗装など
- ・車 両-大型特殊自動車、フォークリフトなど
- ・機械-太陽光発電システム、機械式駐車場など
- ・備 品-看板、陳列棚・ケース、レジスター、クーラーなど

資産税課 (☎77・2058 FAX71・6188)

平成30年度市・県民税から適用される主な税制改正の内容

ID1000483

1 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成29年分以降の給与所得から、給与所得控除の上限額が引き下げられます。

	①平成25～27年分の所得税	②平成28年分の所得税	③平成29年分以降の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

※市・県民税については、①平成26～28年度②平成29年度③平成30年度以降に適用されます。

2 医療費控除の特例の創設

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬(※)控除(医療費控除の特例)が創設され、平成30年度から平成34年度までの市・県民税に適用されます。

この制度により、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に個人が予防接種や定期健康診断、がん検診などを受けてスイッチ OTC 薬の購入に年間1万2,000円を超えて支払った場合に、超えた額を所得から控除します(年間の上限額8万8,000円、医療費控除との併用不可)。申告の際には証明書類としてレシート等が必要になりますので、書類の保管をお願いします。※要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

3 医療費控除・医療費控除の特例の申告時における「明細書」の添付義務化

市・県民税の申告において、医療費控除・医療費控除の特例の適用を受ける場合は、領収書に代わって「明細書」の添付が義務づけられました。ただし、経過措置として平成32年度市・県民税申告(平成31年分確定申告)までは従来通り領収書の添付か提示によることもできます。ただし、領収書については、申告期限等から5年間保存する必要があります。

4 配偶者控除・配偶者特別控除の改正(平成31年度課税分から)

◆改正が適用される時期 平成30年1月以降の所得に適用

※市・県民税については、平成31年度課税分から適用

◆改正内容

①配偶者控除について、納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられます。

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用はありません。

【平成31年度以降の配偶者控除額】

配偶者の合計所得金額 ※()内は、配偶者が給与収入のみだった場合に対応する収入金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
38万円以下 (103万円以下)	配偶者が70歳未満 配偶者が70歳以上	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円

②配偶者特別控除(配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除が受けられない場合でも、配偶者の所得金額に応じて受けられる一定の金額の所得控除)について、配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大(改正前:76万円)され、それに合わせて控除額が変更されます。

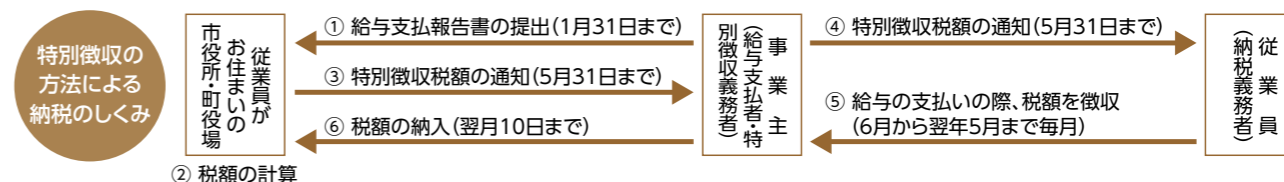
※納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合、配偶者特別控除の適用はありません。

市民税課 (☎77・2056 FAX71・6188)

個人住民税の特別徴収の実施を徹底します

ID1018436

兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。事業主(給与支払者)の皆さんは、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって市町に納めることが法律で義務づけられていますので、ご理解とご協力をお願いします。



※従業員が常時10人未満(臨時、パートを含む)の場合は、市町長の承認を受け、納期を年2回(6月～11月分を12月10日までに、12月～翌年5月分を6月10日までにまとめて納入)にすることができます。

市民税課 (☎77・2057 FAX71・6188)